

平成30年度 伏見小学校いじめ防止基本方針

学校の教育目標

よく考え 仲間とかかわって 行動できる子

～自己をきたえ仲間と高め合う学校をめざして～

《願う学校の姿》

- (1)活力のある学校
 - ◆課題に前向きに取り組む個と集団
 - ◆自信になる宝物や自慢を創り上げる個と集団
- (2)感動のある学校
 - ◆満足感・安心感・存在感のある学年・学級集団
 - ◆行事や児童会活動に積極的に取り組む集団
- (3)笑顔のある学校
 - ◆伏見小学校誇りの活動に取り組む集団
 - ◆上級生の姿にあこがれをもち、高まろうとする集団
- (4)成長を実感できる学校
 - ◆活力・感動・笑顔をめざした取り組みの中で自らの成長を実感できる個人や集団
(継続的・段階的指導)

《基本認識》

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校、どの子にも起こりうる。」
- ・「いじめは、人の心に大きな傷を残す。」
- ・**けんかであっても、調べていじめか否かの判断をする。**

《学校の構え》

- ・常に危機感をもち、全員で全児童を育てるという姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期対応を心がける。
- ・いじめを受けている児童の立場に立ち、全力で児童を守る。**保護者。本人から申し出があった場合は、重大事態発生としてすぐに報告・調査をする。**
- ・教育活動全体を通して、児童にいじめは絶対に許されないことを毅然と指導する。
- ・教職員の意識や態度の醸成に心がけるとともに、学校と保護者・地域と連携し、組織的にいじめのない学校づくりを行う。**一人で抱えこまない。**

指導の重点

授業づくり

- 「わかる」「できる」授業追究
 - ・町学力向上推進事業の取組
 - ・自ら学習に取り組む集団づくり
- 伏見大好きっ子の育成
 - ・課題解決に取り組む総合的な学習
 - ・地域に学び成果や思いを発信
- 家庭学習の定着
 - ・定着のための段階的指導の徹底
 - ・家庭への積極的支援要望
- 読書活動の活性化
 - ・図書館の積極的活用
 - ・家庭と連携した家読

生活づくり

- 人とかかわる力、思いやりの心の育成
 - ・人権教育の重視(心・命の授業)
 - ・道徳、特別活動の充実
 - ・児童会活動の活性化(挨拶運動、言葉遣い、ボランティア活動)
 - ・縦割り集団指導 (仲よし班・通学班)
 - ・SSTなどを活用した指導
- 一人一人の心に迫る生徒指導
 - ・集団と個を意識した指導
 - ・先手の生徒指導、教育相談
 - ・客観的調査結果を基にした指導

自己有用感・自己肯定感・安心感を感じられる学年・学級づくり

- ・よいこと見つけの推進による学年学級の仲間関係づくり
- ・自治力、自浄力の育成を図る話し合い活動の活性化
- ・学年集会の有効活用、学校行事への取組と評価の在り方
- ・諸取組への積極的参加

【低学年】仲間と共に活動する良さや楽しさを知る。

【中学年】仲間と共に活動する中で、互いの良さや頑張り認め合う。

【高学年】仲間と共に全校のことを考え、学校のリーダーとして取り組む。

いじめ問題に対する具体的取組

【教職員他】

- ①いじめ未然防止対策委員会の設置
 - ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・SC
 - SSW・その他必要に応じて
- ②定期的な情報交流とケース会議
 - ・月ごとの職員会、主任会、毎週の打合せ会による情報交流
 - ・必要に応じたケース会議
 - ・指導方針の確立、確認
 - ・定期的な見届け情報の確認
- ③職員研修の実施
 - ・いじめ問題、学級経営、生徒指導にかかわる諸研修

【児童】

- ①子どもとともに
 - ・休み時間などの校内巡視
 - ・学級遊びなどの実施
- ②学期ごとの教育相談
 - ・子どもたちの悩みや不安に対応
 - ・諸調査結果を基にした懇談
- ③学期の諸調査、アンケートと指導
 - ・客観的な調査結果による問題の発見、それをもとにした指導
 - ・アンケートは1年保管
- ④「あゆみ」を通した指導
 - ・児童の日記などを基にした情報収集と指導

【保護者・地域】

- ①保護者・地域への啓発
 - ・PTA総会、懇談会(個人懇談)、家庭教育学級などの機会での説明
 - ・校報、通信などによる情報発信
 - ・必要に応じた家庭訪問、電話連絡
 - ・教育活動アンケートの実施
- ②学校評議員、主任児童委員・民生児童委員、PTA役員との連携
- ③関係機関との連携
 - ・御嵩町教育委員会、中濃子ども相談センター、オアシス教室、SC・SSWなどとの報告・連絡・相談

いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

月	取組	月	取組	月	取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回および第2回職員会にていじめの共通理解 ・PTA 総会で、保護者に「基本方針」の説明 ・学校だよりにて、啓発 ・困り感のある児童把握 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（人権教育・生徒指導）の実施 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価をもとにしたいじめに対する実態の振り返り
		9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりにて、学校評価の公開、いじめ認知件数等の公開 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会取組まとめ（6年生を送る会） ・学校運営協議会開催
5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問にて、聞き取り ・人権集会に向けた取組開始 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年のいじめ実態見つけ直し 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員取組評価アンケートの実施と考察（次年度に向けての取組）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート実施 ・教育相談にて、対応 ・人権集会実施により、人を大切にする心の啓発 ・学校運営協議会開催 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談 ・「ひびきあいの日」に向けての取組開始 ・学校運営協議会開催 		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートにて、いじめ対策評価・見直し ・個人懇談会の実施 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会（ひびきあいの日）にて人権を守る気風の醸成。 ・学校評価アンケートにていじめ対策評価・見直し ・学級懇談会にて、報告 		

いじめ問題発生時の対応

- 1) いじめについての情報受信、問題発生
 - ・いじめの兆候を把握したり、**保護者や本人から申し出があった場合は、速やかに情報を管理職および生徒指導主事、学年主任に報告する。事実確認は複数で組織的にあたる。対応手順についても共通理解をする。**
- 2) いじめられた児童から事実確認および保護者への対応
 - ・保護者の了解の下、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童から事実確認を行う。
 - ・事実確認に当たっては、児童の人権に配慮する。被害児童に対しては、特に時間をかけて共感的に確認する。
 - ・思い込みや憶測、先入観には十分注意し、時系列で正確な事実確認を行う。
 - ・家庭訪問をして事実確認する場合は、必要な場合は保護者に指導の不十分さを謝罪するとともに、その思いも十分に聞く。
- 3) 「いじめ未然防止・対策委員会」において、正確な事実の把握と対応方針の決定
 - ・事実確認から分かったことをもとに、全体で情報の整理を行う。
 - ・その情報をもとに、被害児童側と加害児童側、学級や学年への指導方針や指導内容を立て、共通理解する。また、指導に当たる上での、役割分担や注意点なども確認する。
 - ・決定内容は、すぐ全職員に伝え、全校体制で取り組むことができるようにする。
- 4) いじめた児童・保護者への対応
 - ・行った行為の問題点、行為を受けた相手の心情を伝え、考えさせる。
 - ・行為の重大性に気付かせ反省を促し、謝罪の方法や今後の責任の取り方を指導する。
 - ・保護者には、いじめの解決を通して心の成長を促したい思いを伝え、協力を依頼する。
 - ・保護者にも、子どもと共に解決の取組を考えてもらう。
 - ・家庭での子どもへの接し方などについて助言する。必要な場合は、相談機関やスクールカウンセラーなどを紹介する。
- 5) 学級・学年全体への指導
 - ・事実を伝える場合は、本人と保護者の了解を得たのち、学級や学年、必要によっては学校全体で、いじめの問題点、いじめられた仲間の辛さ、傍観行為がいじめを助長することの問題性を理解させ、いじめを許さない学級・学年・学校づくりのために取り組む意識と態度を育てる。
- 6) 継続的指導
 - ・定期的に加害・被害両者の保護者に指導経過を報告する。そして、家庭での様子についても情報交換する。
 - ・全校体制で両者の児童への声かけや見守りを行い、児童の成長について情報交換を行う。
- 7) 関係諸機関との連携
 - ・常に教育委員会に事実、経緯など報告し、指導を仰ぐ。
 - ・いじめ・不登校等未然防止アドバイザーや暴力行為等防止支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部相談機関との連携を継続する。
 - ・暴力や恐喝など犯罪と関係するような場合は、警察と連携する。
- 8) いじめの行為が止んでいる状態が3か月続き、対象児童が心身の苦痛を感じていないと確認された場合は、いじめが解消されたと見なす。